

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 30号

発行 2012年6月15日

連絡先：大和市桜森3-5-3フォントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

怒り
怒り

人権を無視した突然の着陸訓練

怒り
怒り

詳細はP 3をご覧下さい

第5回代議員総会が開かれました



2012年3月4日（日）ホテルラポール千寿閣（相模原市内）で第5回代議員総会が開催されました。今回の総会幹事部は相模原支部が担当しました。森本豊さんの司会で開会を宣言。議長には片岡利男さんを選出し、総会事務局には二見昇副団長、書記に陣内絹恵さん、議事録署名人に仲田由美子さんと林銘八郎さんがそれぞれ選出されました。二見昇総会事務局長より、代議員総数200名のうち、出席代議員120名、委任状60名、計180名で過半数を超えたことが報告され総会の成立が宣言されました。

藤田栄治原告団長のあいさつの後、ご来賓の神奈川平和運動センターで弁護団の宇野峰雪代表から「これまでの裁判で『爆音は違法』と認めているのに減らされていない、何としても差止めを勝ち取るため、共に頑張りましょう」とのあいさつを頂きました。さらに、社民党福島党首のメッセージを池田幸代書記が代読、中野新弁護団長よりご挨拶を頂きました。大和・綾瀬・海老名・座間・相模原・藤沢の各市長や、全国の各訴訟団からのメッセージが披露され、議事に入りました。

第1号議案「2011年活動報告および2012年活動方針（案）」は斎藤英昭事務局長から、「2011年弁護団活動報告および2012年活動方針」を石黒康仁弁護団事務局長が報告。第2号議案「2011年会計報告および会計監査報告」は斎藤昌民会計、飯森昭男会計監査が報告。第3号議案「2012年会計予算（案）」を斎藤昌民会計が報告、それぞれ提案され満場一致（拍手）で承認されました。「総会アピール（案）」が田中俊策さんより提案され、全員の力強い拍手で採択されました。幹事部を代表して、野口豊事務局次長が閉会あいさつし、「第5回代議員総会」は閉会しました。総会終了後、原告団・弁護団等約120人の参加で、「原告団交流集会」が和やかな雰囲気の中で開催されました。

4月25日第19回口頭弁論が行われました



騒音による健康被害を証言

京都大学工学研究科 松井 利仁教授の尋問について

関守 麻紀子弁護士



1. 騒音による健康被害

4月25日、松井利仁京都大学大学院准教授の証人尋問が行われました。松井先生は、厚木基地の爆音によって住民の健康が害されていることを、見事に証言して下さいました。松井先生証言の概要を紹介します。

2. 騒音が健康に及ぼす影響についての科学的知見

(1) WHO（世界保健機関）の見解

日本では、騒音が健康に及ぼす悪影響についての研究は近年ほとんど行われていませんが、ヨーロッパでは調査研究が積み重ねられており（松井先生は、現在、国際学会（ICBEN）で、騒音の健康影響の部会長を務めておられます。）、それに基づいて、WHO（世界保健機関）がガイドライン値を示し、騒音の健康リスクを算定しています。

① WHOが1999年に公表した「環境騒音のガイドライン」では、交通騒音によって虚血性心疾患が生じることや睡眠妨害の閾値が示されています。

② WHO欧州事務局が2009年に公表した「欧洲夜間騒音ガイドライン」では、夜間平均騒音レベル50 dBから心臓血管系疾患になる人が始めることが示され、夜間平均騒音レベル40 dB（屋外）をガイドライン値としています。

③ WHO欧州事務局が2011年に公表した「環境騒音による疾病負荷」は、西ヨーロッパにおける騒音による健康のリスクを算定しています。心臓血管系疾患、子どもの認知障害（記憶力、読解力の低下）、睡眠妨害、耳鳴、アノイアンス（不快感）の5項目について、騒音によって1年間にどれだけの健康が損なわれているかを、障害調整生存年（DALY）という評価指標で算定しています。DALYは、騒音で病気になり死亡したことによって失われた年数と、騒音で病気になったことによって失われた年数とを合計したもので、病気ごとに失われた年数の係数が示されています（例えば、アノイアンスは0.02 1年間365日の0.02、つまり約1週間が失われたと考えます。）

松井先生は、「環境騒音による疾病負荷」に示されているのと同じ方法で、厚木基地周辺のDALYを計算されて、厚木基地の爆音によって住民が健康を害していることを明らかにされ、これが証言の最大の山場となりました。

(2) 睡眠の重要性～睡眠障害が健康に及ぼす悪影響騒音によって目が覚めたり、深い睡眠をとることができなかったりすることで、自律神経系や内分泌系にストレス反応を生じ、高血圧や虚血性心疾患などの疾患を生じ得ます。脳に対する影響として、集中力、意欲、記憶力の低下などがあげられます。

3. 厚木基地周辺の爆音の実態

松井先生は、データ入手することができた 11 の地点について、1 年分の騒音データを解析されました。その結果、次のようなことが明らかになりました。



口頭証終了後のミニ集会で報告をする松井教授

- ・70dB を超える音が、多いところでは 2 万回以上発生しているし、WECPNL 70 とされる地域でも、2000 回発生している。夕方、夜間にも発生している。なお、70dB というのは、会話やテレビ聴取が妨害されるし、WHO 環境騒音ガイドラインが示した睡眠妨害の閾値（60dB）を超える音です。
- ・70dB を超える音が夜間に 100 回以上発生している地域もあり睡眠障害が生じている可能性がある。
- ・多くの地点で、欧州夜間騒音ガイドラインが示したガイドライン値を超えており、虚血性心疾患の閾値を超えている地域もある。
- ・100dB を超える音が、2000 回近く発生している地域もある。なお、100dB というのは、民間空港ではまず発生することのない大きさです。
- ・最大騒音レベル 120dB を超える音が発生している。120dB というのは、耳に痛みを感じるほどの爆音であり、短時間でも聴力損失の恐れがあるほどの音です。

4. 厚木基地周辺の健康被害～DALY の算定

松井先生は、WHO（世界保健機関）が「環境騒音による疾病負荷」で示した手法に従い、厚木基地周辺地域の騒音を原因とする健康損失の DALY を算出され、それを人口 100 万人あたりに換算して、我が国全体の疾患の発生の状況と比較されました。

その結果、厚木基地周辺では、航空機騒音によって余計に健康損失が発生していること、つまり、通常発症する疾患のほかに、騒音が原因で健康が損なわれていること、その値も大きいことが明らかになりました。

1 つの事業所でこれだけ多大な健康損失（被害）を発生させている。公害問題が盛んであった 1960 年代ならともかく、現代の日本では他に例がないであろう、とのことでした。

5. 最後に

騒音の影響は単なる生活妨害にはとどまらない、健康に悪影響が及んでいるのだということを、どうやって証明するか。それが、この裁判の課題の 1 つでした。

松井先生は、証言に先立って提出された意見書と、証言とで、そのことを見事に明らかにして下さいました。

証言にあたり膨大な量のデータを解析されたのですが、実際に DALY の値を算出されて、その結果に驚かれたそうです。厚木基地の騒音が住民の健康を害している。この事実を原告のみなさんの前で証言せざるを得ないことに胸を痛め、悩まれたそうです。差し止めの必要、環境基準が健康を保護する基準たりえていないことについて述べられた上で、「今日の私の証言は、原告の皆さんにとっては、騒音に対する不安感が増すような内容であつただろうと思います。行政が、住民の健康を保護するための基準値を策定して対策を取っていれば、このような証言をしなくてすんだはずです。騒音の健康影響を専門に研究している者として、裁判所には、科学的根拠に基づいた公正な判断をお願いします。」と述べられて、証言をしめくられました。

今回、厚木基地の騒音によって健康被害が発生しているという事実が、科学的根拠に基づいて明らかにされました。

裁判所は、この事実にきちんと向き合わなければならぬ。裁判所がこの事実から目をそらすことができないようにするために、弁護団は、さらに、主張立証を強固なものにしていきます。

5月16日現地進行協議「現地検証」が行われました



5月16日（水）午前9時30分から裁判所による「現地進行協議」が行われました。2009年5月に続き、2度目の検証となりましたが、今回は裁判官に爆音を体感してもらいたい、と期日の確定した三週間前から準備を始め万全な対策を整えて検証に挑みました。お昼過ぎに風向きが変わるのでして、解散する午後3時30分までの間に、北側「ふれあいの森草柳広場」→南側「ゆとりの森」→北側「緑の広場44号」→南側「ちびっこ広場」と基地の南北を行き来する行動となりました。残念ながら爆音の元凶である FA18 スーパーホーネットや EA18G グラウラーの飛行は 1 回もありませんでしたが、米艦載プロペラ機 E-2C と C-2A が何度もタッチアンドゴーを繰り返す様子を体験しました。基地南側の「ちびっこ広場」と北側の「緑の広場44号」では、早朝からテントを張り、爆音測定・監視行動をはじめ、裁判所の検証の様子を見守り、終了後に、南側約30名、北側約50名の原告の皆さんが出でて「報告集会」を開きました。早朝から準備にご協力頂いた役員の方々、お集まり頂いた原告の方々に厚くお礼申し上げます。詳細は林戸孝行弁護士の「進行協議検証について」をご覧下さい。

進行協議検証について

弁護士 林戸孝行



平成24年5月16日、基地周辺を裁判官が訪れ、進行協議期日が行われました。

今回同様、平成21年5月に裁判官が基地周辺を訪れて進行協議期日を行ったことがありました。その後裁判官の交代もあったため、弁護団は、ジョージワシントンの横須賀入出港の情報が得られるごとに、爆音被害の状況を実体験するために現地に赴いて検証を行うよう、裁判所に再三要求してきました。

原告本人尋問や専門家の証人尋問も一通り終わり、裁判官もようやく実際の爆音を現地で聞くことに前向きになり、今回のジョージワシントン出港前の訓練時期に現地で進行協議期日を開き、事実上の検証を行うこととなりました。

弁護団は、当日朝7時に現地入りし、南北いずれの方角に離陸するかを調査、予測しました。午前9時30分ころ、裁判官を乗せた車が基地北側の「ふれあいの森草柳広場」に到着し、進行協議期日がはじまりました。

裁判官到着後10時半ころまでの間、E-2C が盛んにタッチアンドゴーを繰り返しました。11時半ころ、基地南側の引地川公園ゆとりの森に移動して基地内部の様子を観察してもらい、ここでは艦上輸送機 C-2 がタッチアンドゴーを繰り返すのを、ほぼ直下から体験し

ました。

その後、昼休みを挟んで午後1時過ぎから、基地北側の「緑の広場44号」で手続を再開しました。弁護団としては、午後にはスーパーホーネットが飛ぶのではないかと考えていましたが、結局午前中同様、E-2C と C-2 がタッチアンドゴーを繰り返すのみで、スーパーホーネットどころか、普段あれだけ飛んでいる P-3C さえもほとんど飛ばない状態が続きました。

当日は良く晴れて5月としてはかなり暑い日で、最も被害をもたらしているスーパーホーネットと P-3C が全く飛ぶ様子がなく、裁判官もやや集中力を失ってきた様子も見えたため、裁判官と協議の上、南側に移動することとし、3時過ぎから福田の「ちびっこ広場」でスーパー ホーネットと P-3C を待ち構えました。しかし、3時半ころに P-3C が1機飛んだのみで、午後4時前、期日は終了しました。

結局スーパー ホーネットの爆音を裁判官に聞いてもらうことはできず、弁護団が残念がりながらマイクロバスで帰途に着いたところ、バスの窓の外からジェット機の強烈な爆音が聞こえました。

期日終了からわずか20分後に、その日初めてスーパー ホーネットが飛行したのです。裁判官が帰ったのを見計らって飛ばしたのではないかと思われるような状況であり、バスの中では弁護団や原告の方から憤りの声が上がりいました。

今回、飛行状況によってはご自宅にお邪魔させていただくはずだった2世帯の原告の方々を始め、多数の原告の皆様にご協力をいただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。弁護団では、どのようにして裁判官に実際の爆音状況を体験してもらうかについて今後も検討を続けていく予定です。

現場検証感想に寄せて

町田支部 木原 義之さん

前日の雨模様とは打って変わって、風も穏やかな快晴になり、飛行には最も適した日となった。

普段なら爆音をまき散らすジェット機は飛んで欲しくないが、今日だけは国、裁判所に実態を知って貰うために、ジェット機が飛んで欲しいと思ったことはなかった。

当日私は飛行記録係だったので、午前中は北側で飛行記録を行つたが期待に反して 70 機余りの飛行のうちジェット機は C 40 輸送機と X P - 1 哨戒機各 1 機だけで他はプロペラ機と巡回するヘリコプターだった。

午後は南側に移動したが、ジェット機は飛ぶ様子がないので解散となってしまった。ところがバスで帰路の途中、左前方マンションの間を灰色の物体が爆音と共に迫ってきた。「あっスーパー ホーネットだ」「キタナイン」の声がバスの中に響く。午後 4 時 0 2 分アットという間に後方に飛び去つていった。残念。裁判所にこの凄まじい爆音を聞いて貰いたかった。監視されていることを実感した検証の日でした。



写真提供：矢野亮さん



座間支部・矢野 亮さん

5月16日、第四次厚木爆音訴訟の現地進行協議、事実上の現場検証が行われた。前日の雨が上がり、穏やかに晴れ上がった朝、原告団は南北の離着陸方向に備え、南側ちびっ子広場と北側緑の広場 44 号にそれぞれ 30 名以上が 8 時前から結集して、会場設営をし、独自に騒音測定も開始した。

上空では P 3 C、E 2 C、C 2 A、C 1 3 0 等が飛行したが、ジェット機は、基地の中でカバーを被ったままという情報も入るなど原告にとって歯がゆい時間が過ぎていった。午後からは、裁判所、国側代理人も緑の広場 44 号に到着した。主に E 2 C、C 2 A が離着陸を繰り返したが騒音レベルは 75 ~ 90 に留まる。しかし、2 ~ 3 分おきに、民間アパートの屋根すれすれに低空で侵入していく様子は、それなりの臨場感はあったのではないか。

ジェット機が飛ばなかつたのは裁判所に爆音を聞かれまいとした国側の姑息な工作に違いないが、逆に言えば、原告団、基地周辺住民の爆音を糾弾する声を国側が恐れている証拠でもある。また、国側の要請で一日でも飛行を自粛できるのなら、年末年始、祝祭日、休日、学校などの行事（試験期間、運動会、）の季節などに国の要請次第では、飛行を止められるのではないか。

15 時に裁判官らは南側（ちびっ子広場）に移ったが、緑の広場では、報告集会が開かれ、50 名の原告が参加、佐藤弁護士から本日の状況と今後の裁判の流れの報告があり、さらに裁判所には再度現地に足を運んで実際のジェット機の爆音を体験するよう要請するという力強い決意が述べられた。

米軍艦載機、飛行訓練を強行 訴訟団、爆同などと怒りの抗議行動 朝から深夜までの騒音に苦情・抗議が殺到

5月22日(火)から24日(木)、および27日(日)から29日(火)の6日間にわたって強行された、米空母「ジョージ・ワシントン」艦載機の離着陸訓練は、私たち基地周辺住民が過去何十年にも経験したことのない、想像を絶する殺人的な爆音でした。しかも朝から深夜まで一日中、間断なく私たちに爆音を浴びせかけ、言葉では言い尽くせない苦痛を与えられました。

このような米軍の私たち住民を愚弄する暴挙と、米軍の行為に無為無策のまま何も出来なかつた政府に対し、弁護団や爆同、県央共闘、平和運動センターと合同で怒りの抗議行動を行いました。

今回米軍が強行した NLP の一連の経過と、訴訟団が行つてきた抗議行動について詳細を報告します。

*5月22日(火)米海軍、飛行訓練実施を通告/即日訓練強行

「厚木基地で米艦載機の飛行訓練を行う」との在日米海軍からの通告が「南関東防衛局」を通じて各自治体に伝えられました。

通告の内容は

- ・訓練期間: 5月22日(火)～24日(木)9:00～20:00
- ・訓練機種: 空母ジョージ・ワシントン艦載固定翼機全機種 (FA-18E、FA-18F、EA-18G、E-2C、C-2A)

・状況により、20時以降も訓練を行う可能性がある

訓練は、通告日当日の22日(火)午前11時過ぎから始まり、3日間にわたり連日22時ころまで間断なく行われ、23日には基地北側1.7Km 地点で 100dB 以上の騒音が1時間に30数回も発生するほど激烈な爆音を轟かせました。

また、訓練は引き続き27日(日)から29日(火)までの3日間行われ、連日午前11時から深夜まで行われました。

*5月23日(水)米海軍・厚木基地司令官と防衛省南関東防衛局長に抗議行動

原告団は爆同・県央共闘・平和運動センターと共同で、厚木基地と南関東防衛局を訪れ、次の通り抗議と申し入れを行いました。

【抗議・申し入れの要点】

1. 空母「ジョージ・ワシントン」の出港が延期された理由を公表されたい。
- *今回、飛行訓練が実施された原因は、空母の出港が延期されたことにある
2. 艦載機の飛行訓練を即時中止されたい。

【南関東防衛局の回答・要旨】

1. 米軍からの通告は21日(月)の夜、遅い時間であった。その詳細内容の確認で地元自治体への通知が訓練当日となつた。
 2. 空母の出港延期の理由の確認は、米側に対して調査する権限はない。
 3. 米軍に対して、「訓練は地域住民へ十分配慮(騒音・飛行時間等)して行つて欲しい」との申し入れは行つた。中止要請は「パイロットの技能維持」等に必要な訓練であり、やむを得ないと見解で中止要請は出来ない。
- *結果として、防衛局の回答は過去の回答や見解の蒸し返しとなつた。今後は他の懸案事項(P-1 配備・部品落下事故・EA-18G グラウラー配備)ともども納得のいく回答を得るまで、防衛局に対して抗議活動を継続する
- ◆午後、社民党・福島みづほ事務所に、外務省・防衛省政務三役に抗議を行うべく、各省への申し入れを電話で要請、
夕刻、福島事務所より「外務省・防衛省へ申し入れ」
*社民党・爆同・訴訟団(原告・弁護団)合同で抗議行動を行う
◆弁護団有志(7名)と「NLP の爆音を体験する会」を開いた
18 時～21 時 30 分 於: 相鉄トンネル付近市道

*5月24日(木)防衛大臣・座間防所長あてに、 原告団・弁護団連名で「抗議声明」を発信 同文を、大和市長・綾瀬市長に通知

【抗議声明・要旨】

- ・今回の厚木基地における違法な米軍艦載機の離発着訓練に強く抗議する。
- ・数多くの激甚な爆音で基地周辺住民は筆舌に尽くしがたい苦痛を与えられている。
正に、基地周辺に暮らす住民を愚弄する暴挙である。
- ・第四次厚木爆音訴訟は、7000名を超える原告により、厚木基地の違法な爆音の解消を訴え損害賠償及び夜間の飛行差し止め、一定騒音以上の航空機の飛行の差止めを求めて横浜地裁で法廷闘争を行つてゐる。



・5月16日、裁判官が大和市内各所で航空機騒音の実態を体感するため「現地進行協議(現地検証)」及び同時に訴訟団と被告・国側が騒音の測定を行った。

しかし、当日はNLP通告期間内でありながら、裁判所が現地に滞在していた時間内に、ジェット戦闘機は一機も飛ぶことはなく低騒音機と呼ばれる機種のみがひたすらタッチアンドゴーを繰り返すという飛行状態であった。

ところが、裁判所が現地を離れた直後、FA18 スーパーホーネットが基地南側に向けて離陸、さらには前日15日と翌日17にはジェット戦闘機が頻繁に訓練を実施していた。

厚木基地滑走路の管理者は被告・国であり、なぜこのような事態になったのか不可解と言わざるをえない。

・今回の訓練に際し当然すべきである硫黄島などの代替施設の利用も行わず、基地周辺住民への被害をものともせず、基地の利用を認め、最大で110dBをも超える激甚な爆音を撒き散らし被害を与えている。

このような恣意的かつ住民の人権を無視した極めて違法かつ悪質な加害行為を訴訟団は断じて許すことはできない。

ここに、厚木爆音訴訟団として強い抗議を申し入れる。

【座間防衛事務所の回答】

上部機関にしっかりと伝えます

【大和市・綾瀬市への要請】

今回の米軍と国の対応については強い怒りを覚える、今後は今回のことも併せて、P-1配備撤回、EA-6B部品落下事故、EA-18Gグラウラー配備撤回など、懸案事項解決に向けての活動に、行政の支援を要請した。(右の写真は座間防にて→)



*苦情電話が県、市に殺到、件数が昨年1年間を超えるこの爆音に、原告・爆同会員・一般市民の怒りは爆発、苦情電話が殺到し前半3日間に県・周辺9市に昨年度1年間の2183件を上回る2488件に達しました。また後半3日間には、深夜飛行に対する苦情電話が大和・綾瀬・相模原の3市で511件も寄せられました。

また、訴訟団事務所にも原告や爆同会員約100人の方々から、酷い爆音と米軍の傍若無人な暴挙や、国の無為無策への「怒り・憤り・思い・悔しさ」などの電話が寄せられ、事務局もその対応に大わらわでした。

*6月1日(金) 外務省・防衛省に抗議行動

- ・14時30分～16時 参議院議員会館B102会議室
- ・国側出席者 (外務省)河邊賢裕・日米地位協定室長
(防衛省)鈴木良之・地方協力局次長
- ・爆同,訴訟団出席者 福島社民党党首・藤田団長・金子副団長・事務局外、野村弁護団副団長・北村弁護士
- 平和運動センター 小原事務局長
平和フォーラム 八木事務局員



←写真は参議院会館にて

【抗議・申し入れ要点】

- 1、今回米軍が行った通告の在り方、訓練の実態、住民が被った被害について貴職の見解を伺いたい。
- 2、米空母「ジョージ・ワシントン」の出港が延期された原因を公表されたい。
- 3、今回、在日米軍から訓練実施の連絡を受けて、貴職は米軍に対してどのような申し入れを行ったのか。
- 4、今回、米軍が取った暴挙に対し、我々市民団体を始め神奈川県知事、周辺9市は政府関係機関、駐日米国大使、米軍司令官へ、爆音に対する抗議と訓練の即時中止を要請したが、すべて聞き入れられず訓練は強行された。
- この事態をどう思うか貴職の見解を聞きたい。また、今後このような事案については、確固たる信念で米軍に対し拒否するよう強く要望する

【外務・防衛省の見解】

- 1、今回の米軍艦載機の訓練は、空母の出港延期が直接の原因である。その原因を明確にせよ。

【回答】

空母の出港延期の原因是、少なくとも「原子炉の問題」ではないと聞いていている。原因の詳細については判らない。

- 2、5月16日の現地検証では、ジェット戦闘機は飛ばない、裁判官が帰った後に飛行を再開した。航空機の離発着はコントロール出来るではないか!

【回答】

そのことについては、私たちにはよくわからない、国・事務方は相変わらずの回答に終始。

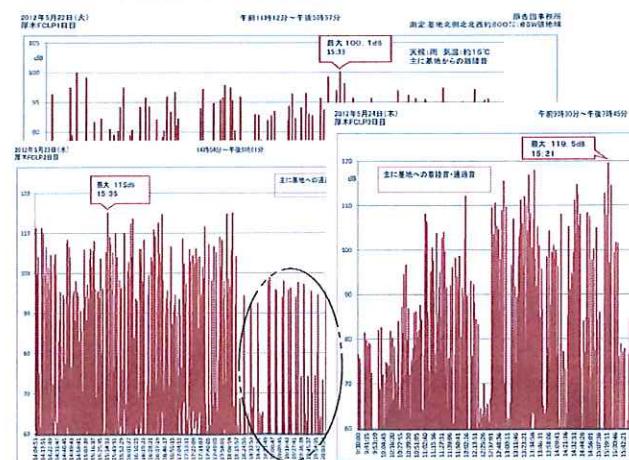
我々住民は、政務三役(大臣・副大臣・政務官)に直接抗議する。事務方は玲が明かない!政務三役のスケジュールに従うので早急に日程を設定するよう要求する

※6月5日(火)県知事に今後の対応について支援要請

県庁に県・基地対策課を訪れ、県知事あてに「今回の米軍の訓練飛行への抗議と厚木基地が抱える3課題(・P-1配備、EA-6B部品落下事故、EA-18G配備撤回)の解決に向けての支援」を要請した。



訓練期間中の爆音測定データ(測定は事務局)



※ データの○印内は5月23日県知事視察の時間帯
飛行回数は激減している!

【お知らせ】

第20回口頭弁論は

7月25日(水)に開かれます

傍聴ご希望の方は必ず各支部長又は原告団事務局までお申し込み下さい。

集合: 12時30分 横浜公園入り口・スタジアム前
訴訟団事務所電話: 046-200-5505

口頭弁論の終了後報告集会を予定しています。

報告集会: 波止場会館

裁判所から徒歩5分・役員がご案内致します

第21回口頭弁論は10月1日(月)13時30分の予定

